

議案第160号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市国民健康保険税条例(昭和34年条例第28号)新旧対照表

現行	改正案
	<p>(<u>出産被保険者に係る所得割及び均等割額の減額</u>)</p> <p><u>第11条の3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「<u>出産被保険者</u>」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第11条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u> 当該<u>出産被保険者</u>につき第3条の規定により算定した各年度の所得割額の12分の1の額に、当該<u>出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、<u>出産の日</u>。第12条の4第1項第3号及び第2項第1号において同じ。)</u>の属する月(以下この号において「<u>出産予定月</u>」という。)の前月(多胎妊娠の場合にあっては、3月前)から<u>出産予定月の翌々月までの期間(以下この条において「<u>産前産後期間</u>」という。)</u>のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 当該<u>出産被保険者</u>につき第4条の規定により算定した各年度の被保険者均等割額(第11条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該<u>出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(3) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額</u> 当該<u>出産被保険者</u>につき第5条の2の規定により算定した各年度の所得割額の12分の1の額に、当該<u>出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて</u></p>

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第11条の3 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第12条の3において同じ。)である場合における第3条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第11条の3)に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算

得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の3の規定により算定した各年度の被保険者均等割額(第11条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した各年度の所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した各年度の被保険者均等割額(第11条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第10条の規定により国民健康保険税の課税額について月割をもって算定する場合において、前項の規定により所得割額及び被保険者均等割額を減額しようとするときは、月割をもって算定した課税額から、同項の規定による減額を行うものとする。

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第11条の4 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第12条の3において同じ。)である場合における第3条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第11条の4)に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算

した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、第11条第1号中「法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当する」とあるのは「第11条の3に規定する特例対象被保険者等の法第703条の5第1項に規定する総所得金額に給与所得が含まれている場合において、当該給与所得について所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとして当該総所得金額を算定したとき(次号及び第3号において「給与所得に係る特例算定の場合」という。))に、法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当することとなる」と、同条第2号中「法施行令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当する」とあるのは「給与所得に係る特例算定の場合に法施行令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当することとなる」と、同条第3号中「法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当する」とあるのは「給与所得に係る特例算定の場合に法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当することとなる」とする。

した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、第11条第1号中「法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当する」とあるのは「第11条の4に規定する特例対象被保険者等の法第703条の5第1項に規定する総所得金額に給与所得が含まれている場合において、当該給与所得について所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとして当該総所得金額を算定したとき(次号及び第3号において「給与所得に係る特例算定の場合」という。))に、法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当することとなる」と、同条第2号中「法施行令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当する」とあるのは「給与所得に係る特例算定の場合に法施行令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当することとなる」と、同条第3号中「法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当する」とあるのは「給与所得に係る特例算定の場合に法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当することとなる」とする。

(出産被保険者に係る届出)

第12条の4 国民健康保険税の納税義務者は、  
出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。次号において同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) 前各号に掲げるほか、市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。